

国民生活審議会消費者政策部会（第19回）

平成15年4月25日

内閣府国民生活局

国民生活審議会第19回消費者政策部会

開催日時：平成15年4月25日（金）10：00～12：00

開催場所：中央合同庁舎第4号館第4特別会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 国民生活審議会消費者政策部会最終報告
「21世紀型の消費者政策の在り方」（～章案）について
- 3 その他
- 4 閉会

配布資料

- 資料1 21世紀型の消費者政策の在り方（～章案）
資料2 参考資料

国民生活審議会消費者政策部会委員名簿

部会長	落合 誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有馬 真喜子	国民生活センタ - 会長
	岩田 三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	浦川 道太郎	早稲田大学法学部教授
	加藤 真代	主婦連合会参与
	田中 尚四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村 豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	福川 伸次	株式会社電通 顧問
	福原 義春	株式会社資生堂名誉会長
	松本 恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授
	茂木 友三郎	キッコ - マン株式会社代表取締役社長
	山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
	臨時委員	浅岡 美恵
伊藤 穰一		ネオテ二 - 株式会社代表取締役社長
大羽 宏一		大分大学経済学部教授
高 巖		麗澤大学国際経済学部教授
高橋 宏志		東京大学大学院法学政治学研究科教授
鍋嶋 詢三		社団法人消費者関連専門家会議顧問
宮部 義一		経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
山本 豊		上智大学法学部教授

国民生活審議会第19回消費者政策部会出席者

部会長	落合誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	岩田三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	加藤真代	主婦連合会参与
	田中尚四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	福川伸次	株式会社電通 顧問
	松本恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授
	臨時委員	浅岡美恵
	大羽宏一	大分大学経済学部教授
	高 巖	麗澤大学国際経済学部教授
	宮部義一	経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
	山本 豊	上智大学法学部教授

以上12名

落合部会長 それでは、時間になりましたので、第 19 回の「国民生活審議会消費者政策部会」を開催いたしたいと思えます。お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

本日は、お手元にあります資料 1 の「21 世紀型の消費者政策の在り方について」の 1 章～3 章までの審議であります。この 1、2 章については、前回御議論いただいたものを踏まえて修正した部分。それから、3 章が全く本日新たに御議論をいただくというものであります。

それでは、早速審議に入らせていただきますが、まず最初に事務局の方から資料について説明をお願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。資料の 1「21 世紀型の消費者政策の在り方について」- (I～III 章案) - というものにつきまして御説明をいたします。

ただいま部会長からお話がありましたように、1 章、2 章は前回の議論を踏まえて修正をしたバージョンでございます。それから、第 3 章、消費者政策の展開でございますが、これは昨年末の中間報告をベースに、年明け後に御議論いただいたところを加えながら、全体を再整理をしたものとして提示をさせていただいております。

目次のところをごらんいただきますと、1 章、2 章、3 章とございまして、3 章は 5 節立てになっております。

その後、第 4 章、第 5 章でございますけれども、こちらにつきましては次回の部会においてまた御審議をいただきたいと思っております。

まず、1 ページ目「第 1 章 21 世紀型消費者政策の検討の背景」というところでございますけれども、これまでの前回の議論も踏まえまして、前回お出ししましたスケルトンから変わったところを中心にポイントを御説明させていただきたいと思えます。

まず、第 1 節の「消費者を取り巻く環境の変化」というところでございますが、1 番の「戦後の経済発展と政策運営の特徴」というところで、このところは筋はほぼ前回お示ししたものと一緒になっております。若干、最後の 2 行ぐらいとして、「目指すべき方向性を行政が提示して民間部門を誘導する観点から、主な政策手法として事前規制や行政指導等が用いられた」という辺りは、少し文章のつながりを前回と変えておりますけれども、趣旨としては同じでございます。

2.として、「近年の我が国経済社会の変化」ということで、この最初の2行は同じですけれども、前は転換期云々というのがいろいろ書いてありましたが、少し簡略にしました。

下の方で「(1)我が国の経済社会システムの変化」ということでございますけれども、ここにつきましては、前回最初の2~3行目ぐらいの話ですけれども、これまでの事前規制等によって市場に直接介入する手法の有効性が弱まってきたというような言い方をしておりましたけれども、若干言葉がこなれておりませんので、そういう従前の政策手法が経済社会の変化にそぐわないものとなってきたという言い方をいたしております。

1ページの下の方ですけれども、「規制緩和を始めとする構造改革の動きが始まるとともに」の後に、一部挿入をいたしております、「政策のスタンスも高い経済成長率の達成等よりも、経済成長の成果を国民生活の豊かさに活かすことが重視されるようになった」という下りを挿入いたしております。

その次のパラグラフのところ、「このような経済社会の変化に対応するため」と書いてありますが、前はただ単にこのためと書いてありましたが、少しわかりにくかったものですから、「このような経済社会の変化に対応するため」というふうに変更をいたしております。細かい話ですけれども、(2)の1つ上の2行ですけれども、「転換が進められつつある」とありますが、進められたとなっておりますけれども、もう実際に動いている話でございますので、文末を少し変えてあります。

(2)としまして、「IT化・国際化の進展」の話がございますが、冒頭に科学技術の進歩といったものが非常に大きなインパクトをもたらしているという点、これは中間報告にもあった点でございますが、前回のスケルトンではそこが明示されておりましたので、その部分を今回は挿入いたしております。

3ページの方で(3)、3つ目の話としまして「家族、ライフスタイルの多様化」というところがございます。ここにつきましては、前回お示ししたスケルトンの中で、少し書き方が不正確といいたいまいしょうか、やや誤解を招くような、わかりにくい文章だったということで、もう少し丁寧にするべきであるという御指摘もございましたので、最初の4行目ぐらいでございますけれども、少し文章を整理してみました。その中で、少子・高齢化が進行しているという話、家族形態そのものが変わっているという問題、それから女性の就業機会も大いに拡大をしているという、そういっ

た国民のライフスタイルが多様化しているということで整理をいたしております。

以上が第1節でございますけれども、3ページの下の方からが、第2節ということで、「消費者問題の推移と消費者政策」ということでございます。

1.として「高度成長期以降の消費者問題と消費者政策」というパートがございますが、ここのところは基本的には細かい文章のつなぎ等はありませんけれども、基本的にほぼ前回お示ししたものと変わっておりません。その下りが、3ページから4ページ、5ページにつながっておりますけれども、その中で若干幾つか申し上げますと、4ページの一番下の2行でございますけれども、80年代以降は云々というところですが、ここで前回での御議論もありました、やはりクレジットカードなどが普及をしてきて、消費者が自由にお金を使えるようになってきているということが1つの特徴であろうという御指摘もございましたので、そんなことで一番最後の方で「クレジットカードの普及等により消費者による金融サービスへのアクセスが容易となった」と表現いたしております。

そもそもこんなこともあって、非常に消費者問題というのが変化すると同時に複雑なものになっているという点が重要だということもございましたので、5ページの上から2行目ですけれども、「その内容が変化し複雑化した」といったことを加えております。このいろいろな問題が複雑化したという点については、ここだけではなく、ほかにも何か所かそういうことを入れるようにいたしております。

その次の「これに対し」という、5ページ目の上から2つ目のパラでございますけれども、ここも大体前回は踏襲しておりますが、「これに対し」のパラの6行目以下でございますけれども、民事ルールとしてPL法、契約法ができたというのが90年代の非常に大きな話でございますので、その整備が進んだということを書き加えました。

同じく消費者教育の進展について、やはり触れておく必要があるだろうという御指摘もございましたので、「消費者教育の面では」ということで挿入をいたしております。

5ページの真ん中辺りからが、2番として「近年の消費者問題の変化」ということでございますけれども、ここにつきましては、基本的に前回は踏襲しておりますが、1点「消費者問題の変化」の出だしの、3行目、4行目にかけて、データの話がありまして、「2001年度には66万件に上り」というふうになってございます。前回は88万件という数字を申し上げまして、その差についてパイオネットのデ

ータで見るのか、パイオネットのデータプラス、そこには直接入っていないけれども、消費生活センター等に寄せられている問い合わせといったものも含めたデータを使うかという2つのデータソースがありまして、その後者のより幅広い方で88万件ということをお前回申し上げましたけれども、通常いろいろな中身の分析などを考えますと、単なる問い合わせといったようなものではなく、いわゆる苦情相談といったものに該当するものとしては、このパイオネットベースの方が適当であるというふうに、その後の精査の結果判断をいたしまして、中間報告に戻したということになりますけれども、そういう意味で数字が66万件というふうに変わってございます。

5ページの最後の3行、「また」以下でございましてけれども、このところは企業不祥事のこと書いてありますが、中間報告に比べますと、前回お示ししたスケルトンは少し簡略に書いておりましたので、リコールの事件とか食中毒といったような例示を少し中間報告に合わせて、イメージがわかるようにしております。

6ページ目でございますけれども、この中では上から4行目、「こうした状況の背景には」というパラグラフでございますけれども、ここで商品が技術進歩に伴って機能が高度化したということが大きな特徴だという御指摘もございましたので、「技術進歩に伴う商品機能の高度化」というのを挿入いたしております。

第3節の直前の「しかしながら」という4行のパラグラフでございますけれども、ここはさまざまな規制の緩和とか、いろいろな自由化によっていろんな問題が生じているという例を幾つか書いてありますけれども、その中で逆に悪質業者といったものが参入しやすくなるような面もあるといった御指摘がございましたので、その反面でというところで悪質業者の参入というのを挿入いたしております。

実はこの次に第3節になっておりますが、前回お示ししたスケルトンでは、この第3節の前に3つ目の3. というのがありまして、政策対応の変化ということで、最近の変化を受けて政策がどのように変化したのかというようなことの記述がございました。これが若干いろんなところとダブリ感がございましたので、政策がどのようにシフトしてきたかといった話については、以降第2章の方に合わせて整理をし直しました。その中で書いてあったPL法や契約法ができましたという事実関係の話につきましては、先ほど申し上げましたように、5ページの方に整理をしたというふうに全体の再整理をいたしましたので、前回ありました「3. 政策対応の変化」というものは、項としてはここからはなくなっております。

「第3節 消費者政策の抜本的見直しの必要性」というところでございますけれども、ここにつきましては前回お示したものにつきましては、その中身をできるだけイメージを湧きやすいようにという趣旨で、2つに分けておりまして、(1)として消費者メカニズムの重視、つまり事前から市場ルールへのシフトという全体の流れの話と、2つ目としまして、消費者・事業者の役割が増大してきているという2つのことを書いて、こういったことから見直しが必要ですよという論理展開にしておりましたけれども、ここは、実は第2章以下に書いてあることと非常にダブリ感があるということもありまして、突然、この第3節で市場ルールへのシフトが起こっているの、今回見直しをするんだという、若干唐突な感もあったという御指摘もございましたので、第3節につきましては、ある意味で中間報告的に少しコンパクトに整理をいたしました。最初のパラグラフの方では、これも中間報告にもございましたけれども、これまでの68年の消費者保護基本法というものがあって、その中でいろいろやってきましたと。ところが、その中でも消費者トラブルというのはずっと長期的に増加を続けていて、特に近年は中身も非常に複雑化したり多様化をしているということで、その原因としてやはり基本法の制定時と現在では社会情勢といったものに大きな相違がそもそもあって、そういったかつての基本法制定時の情勢を前提としたものでは、なかなか現在の問題に対応しきれていないということが示されているのではないかと。

その上で、「このため」ということで7ページにいきまして、全体をもう一回検討して再構築すべき時期にあるというふうにいたしております。このところで、前回グランドデザインを提示するというのも書いてございましたけれども、この報告書とは何か別にグランドデザインが出てくるかのような誤解が生まれるんじゃないかということもございましたので、7ページの下の方の2行ですけれども、このような問題意識の下、本報告書においてグランドデザインを提示することとしたいというふうに趣旨を整理いたしました。

以上が、第1章でございます。

8ページからが、第2章でございます。第2章の第1節で「消費者政策の理念」というところでございますけれども、前回お出しいたしましたスケルトンでは、消費者政策の転換ということで、保護から自立へということだけが書いてありましたけれども、ここは先ほど申し上げましたようなことで、前回お示したもののの中で、今回の見直しの背景ということである書いた市場メカニズムの充実とか、規制緩

和とか、そういったものをもう一回、第2章の第1節の方に再整理をしたということで、少しここが膨らみまして、結果として中間報告で整理をいたしました筋立てにほぼ沿った形に再整理をいたしました。

そういうことで、1つ目の(1)として「消費者像の転換 - 保護から自立へ」と、それから9ページの方の(2)として「市場メカニズムの活用 - 事前規制から事後チェックへの重点シフト」、それから10ページの方で3つ目の柱として「情報公開と事業者のコンプライアンス経営」という3本立てに整理をいたしております。

まず、8ページの(1)のところで「1. 消費者政策の転換」がございますが、その下5行ぐらいで全体像の総論を書いております。これは基本的な消費者政策をやる必要性というのはずっと変わらないのだけれども、その中でやり方といったものが変化してきているのですという中間報告の歴史的な展開も含めた書き方を、ここでもう一度踏襲しております。

そのうちの1つとして、「(1) 保護から自立へ」ということございまして、その中で特に「一方」以降ですけれども、規制緩和等の進展、あるいは市場メカニズムの活用の話がございます。その中で、市場メカニズムの活用というのが、消費者が市場において主体的に行動し、自由で多用な選択を行うことを可能とするものであるということを書きまして、その中で市場メカニズムを十分活用するためには、まず事業間における公正な競争といったものが確保される必要があるということと、その中で消費者が市場に参画をして、自らの利益を確保するように行動するということを書いておりますけれども、それと合わせまして、これは行政が全く何もしないというような誤解のないようにということで、最後のところで「同時に」ということで、行政は消費者のニーズのための環境整備を行うことが必要であるというものを付け加えてございます。

9ページ、(2)、こちらは政策の、むしろ手法の方でございましてけれども、市場メカニズムの活用、それから事前から事後への重点のシフトということを書いてございます。最初のパラグラフは、消費者政策の基本的な考え方、つまり消費者と事業者の間の相対的な立場の違い、あるいは、情報力、交渉力の格差といったものを踏まえて支援をしていくというやり方、基本的な考え方を書いた上で、その基本的な考え方は変わるものではないけれども、90年代に入ってやり方が変わってきているのです。という論理展開にいたしております。

そういった中で、従前のような事前規制を中心とする行政手法のみに依存するこ

とは、なかなか困難であると、これも中間報告で大体お示しした内容ですけれども、そういう整理をいたしております。

その中で、このため事業者に対する規制を中心とした政策手法から、消費者と事業者が市場において自由で公正な取引を行うためのルール、前はただ単に市場ルールという言葉が出てきていまして、確かに市場ルールという言葉もいろんな意味合いがあって、一概に定義するのは難しいのですけれども、ここでは基本的な、非常に幅広い意味でこういう使い方をして、市場ルールというものの説明を試みておりまして、こういう市場ルールを整理をしていくと。それで、市場メカニズムを活用する方向に重点をシフトする必要があるということを書いております。

それとともに、この市場ルールに任せるといっても、それでもうすべて行政が手を引くということではございませんので、その誤解がないようにということで、それに伴いということで、悪質業者の監視・取締りであるとか、あるいは救済であるとか、そういった事後チェック機能というのを、これまで以上に機能を充実させていくことが一層重要であるということを書き加えてございます。

9ページの「一方」以下のパラグラフでございますけれども、ここについては前回のものにもございましたが、こういった市場メカニズムの活用というのは万能ではございませんので、必ずしもそういったものの活用が適切でない領域といったものは、依然として存在をしておいて、そこでは引き続き行政の積極的な関与が必要であるということを書いております。

その例として、これは前回にもございましたけれども、安全や健康といったような分野といったものが、そういったものの一つであるということ。

もう一つ、下から3行目でございますけれども、「また」以下で、消費者取引におきましても、これも基本的には自由に任せておけばそれでいいということではございませんので、市場メカニズムがこういったところできちんと働くためには、その適切かつ十分な情報提供、あるいは勧誘がきちんに行われるということが大前提でございますので、そのために監視とか取締り等が不可欠であるということ新たに追加しております。

いわゆる弱者とも言われる方たちのものについては、「特に」ということで、高齢者、障害者ということを書いておりますけれども、前回の委員会での御指摘もあった、未成年者といったものもここに書き加えさせていただいております。そういった方々についても、きめ細かい対応が必要だということ9ページの終わりから

10 ページの頭について記載をしております。

3 つ目の柱として、「情報公開と事業者のコンプライアンス経営」ということでございますけれども、ここにつきましては、中間報告で指摘をいたしておりますものを再掲いたしております。

以上、3 つの観点から消費者政策の転換を論じるという中間報告の整理に従いまして、10 ページの真ん中辺り、「2 . 消費者の権利と消費者政策」という項になっております。この権利のところにつきましては、特に前回お示しをしたものでは、消費者が利益を正当に確保していくためには、①から⑥のようなものが重要であるというふうにいたしております。なかなか利益なのか権利なのかなど、非常に読んだときにリダンダントな感じがあってわかりにくいという御指摘もございましたので、全体を整理いたしまして、消費者がポジティブに行動をしていくためには、その①から⑥といったことがまずもっと重要であって、これを権利として位置づけていくと、そういったことを消費者政策を推進していく上での理念と考えるというふうな書き方に整理をいたしました。

併せまして、11 ページの方ですけれども、こういった権利といったものをどういうふうに実現していくかということで、1 つは消費者自らが努めるべきだということとは当然でございますけれども、それだけではなくて、事業者・行政の役割ということも重要であろうということで、事業者はこれら消費者の権利を尊重した事業活動に努めるということ。

それから、行政は、その実現のために政策を強力に展開をしていくと。こういう形で、その権利を実現していくというふうに全体のバランスを取った記述にいたしております。

11 ページの「第 2 節 各主体の責務・役割」でございますけれども、このところは1 つは最初の総論が、4 行書いてございますけれども、この中で行政、事業者、消費者の各主体の話を書くと同時に、その中でこの各主体が相互に連携しつつ、それぞれの役割を果たすという書き方をしております。その相互の連携というのを今回入れてございます。

いわゆる非営利団体等を始めとする、各種市民団体といったものの役割の重要性の御指摘もございましたので、「また」以下にその文章を挿入いたしております。

それ以降の3 者の役割のところですが、ここは前回お示ししたスケルトンでは、順番として消費者、事業者、行政という順番になっておりましたけれども、

中間報告の中で、まず行政が出てきて、行政がしっかりやるということと。それから、行政、事業者、消費者という順番で、中間報告のときに一度整理をしておりますので、順番としてはそちらに合わせております。

その行政の責務というのが①にございますけれども、ここは最初のパラグラフのところは前回お示ししたものとほぼ同じでございますけれども、その中で最後の方で違法・不当行為の抑止・監視や、その後にそういったもののきちんとした取締りといったものの重要性というものが指摘されておりますので、取締り等を確実に実施する必要があると。ここは前は努めるべきであるといういい方ですけれども、行政がそういったものを確実に実施する必要があるというふうに、もう少し強めの言い方にしております。

そのあと「特に」という3行が、今回新しく入っております、これは先ほども申し上げましたけれども、全体として消費者政策の方向が市場メカニズムの活用といったものに重点がシフトしていくということになるわけですが、それは基本的に市場メカニズムにもう任せてしまうというニュアンス、そういうふうに誤解がある可能性があるという御指摘もございましたので、そういった中で市場ルールの整備であるとか、あるいは自己チェック機能の拡充といったところを当然行政としては一層強力に展開をしていくことをやって初めてこういった市場メカニズムの活用へのシフトがうまくいくという軸として展開をいたしております。その意味で、この「特に」以下の3行が今回挿入されております。

「② 事業者の責務」でございますけれども、ここについては細かい文言の修正はありますが、基本的にこれは前回お示ししたものを踏襲しておりますが、細かいところでは12ページのところでポツが3つありまして、その後これだけではないということで、「消費者への適切な情報提供、適切な苦情対応等を」という、「等」というのをに入れてございます。

また、「こうした責務を果たすための指針を示す自主行動基準の策定・運用すること等」とありますが、これは自主行動基準を策定・運用することだけでこと足りるというものでもございませんので、「こと等を通じコンプライアンス経営に努める」という文言を今回入れてございます。

これも若干細かい話ですけれども、「③ 消費者の役割」の直前ですけれども、最後が「必要がある」と、前は期待されるというような言い方をしておりましたけれども、これこれこういったこと等に努める必要があるといった言い方にしております。

ます。

3番目が「消費者の役割」というところでございますけれども、これも前回お示ししたものを基本的に踏襲しております。

以上が、各主体の責務・役割の話でありまして、それを踏まえて13ページの第3節の「消費者政策の方向性」というところでございますけれども、ここはそう大きな変化はございませんが、1つは第3節の柱書きのところ、これこれこういった政策を強力に展開していくことが求められるといった形でしたけれども、不可欠であるとしております。

1.で「消費者の権利実現のための政策展開」というところで、例が①から④と挙がっておりますけれども、その中で前回消費者教育といったものが、括弧書きの中で少し書いていて、位置づけが弱かったということもございますので、③として消費者教育の充実というのを例示として挙げてございます。

14ページの方で、実効性確保のためにこういうことをやっていきますということが書いてありますが、このところは基本的に変更はございません。

いずれにしましても、この第3節は、これまでの理念編と、3章以降の政策編のつながりでございますけれども、また3章以下の御議論なんかも踏まえながらこちらにフィードバックが出てくるということかと思えます。

以上が、1章、2章の主な修正点でございます。

15ページからが、第3章の「消費者政策の展開」でございます。ここは、中間報告の「第3章消費者政策の展開」というのがありましたけれども、基本的にはそこで一応御議論いただいて整理をした中間報告をほぼ踏襲をしております、若干文章の整理、あるいは全体の項立ての整理というものをいたしております。

まず、「第1節 消費者の安全確保」でございますけれども、この安全確保のところは、基本的には大きな変更はありませんけれども、第1節の最初のところに総論を1つ入れてございます。ここは、前は事前規制の必要性というのを①として立てて書いてあったところなんですけれども、それを全体にかかる話ということで、第1節の総論という形に再整理をいたしております。

「1.安全基準の整備」のところ「(1)安全基準の整備・拡充」とありますけれども、ここは前の中間報告のときには、サービス分野におけるルール整備ということで書いてありましたけれども、この中間報告にありましたサービス分野におけるルール整備の話、それからこういったものにおける基準の設定の重要性という

ものを、安全基準の整備・拡充という項の中で合わせて整理をいたしましたけれども、中身としては変わっておりません。

「(2) リスク分析の普及・徹底」というところでございますけれども、ここににつきましては、少し全体として書き方を整理はいたしておりますが、エッセンスとしては変わっておりません。ここは1つは、前の中間報告のときには、このようなリスク分析の手法といったものを、ほかの分野においても活用するべきであるという趣旨のことを書いておりますけれども、ここににつきましてはかなりリスク分析の手法というのが多くの分野で、実際にはかなり進んでいるということもございましたので、そこについてはそういう言い方は今回は変更をいたしております、16ページの上の3行でございますけれども、安全基準の設定に当たっては、その科学的評価、それから消費者の意見が適切に反映されるといった仕組みが必要であるという言い方にさせていただきます。エッセンスとしては変えてございません。

「2. リコール制度の強化」でございますけれども、ここも大きな変更はないんですが、1点前回のところで、リコール要件の基準の明確化ということを書いておりますけれども、ここににつきましては、いわゆる何かあったときにフレキシブルにリコール等に対応していく必要があるということで、その基準を事前に一律に引くというのはなかなか難しいということもございますので、ここではあえて要件の明確化ということではなく、全体としてリコール制度の運用の強化というふうな整理をいたしております。

前回では、ほかの分野でも制度化するべきであるというふうに書いてございますけれども、リコールにつきましては、かなり多くの分野で取り入れられてございますけれども、新たな製品の分野でも必要に応じてというふうな言い方にさせていただきます。

「3. 危害・欠陥情報の収集・公表」でございますけれども、ここについては中間報告とほぼ同様でございます。

17ページでございますけれども、この中で「(2) 行政から消費者への公表」というところがございます。この中で、最後の2行ですけれども、このような行政による情報提供の実効性を高めていく必要があるとなっておりますが、ここについては前の中間報告で公表権限を拡充するといった文言が中間報告ではございましたけれども、これはもう言葉だけの問題ですが、もともと公表する権限というのは行政にある話でございますし、またそういう意味で公表権限の拡充という言葉がこなれ

ておりませんでしたので、そういう言葉はここでは使ってございません。

「(3)トレーサビリティシステムの充実」、ここも大きな変更はございません。

18ページの「4. 販売業者の責務の明確化」でございますが、ここはどのように役割を果たしていくのかということをもう少し明確にしようということで、「このため」以下ですけれども、こういった情報を製造業者、消費者及び行政にフィードバックする等の責務を担うという言い方にいたしております。

「5. 消費者被害の救済」、ここは変更ございません。

「第2節 消費者契約の適正化」でございますけれども、ここは1つは全体として総論をまず書き加えたということでございます。その中で、1点総論が18ページの下の方から19ページの頭の方にかけて何行か書いてございますけれども、その19ページの1番の情報提供義務に入る直前の2行ですけれども、「特に、消費者が契約する際の事業者による情報提供、勧誘行為及び契約条項についてはトラブルが多く、その適正化を図ることが必要である」と書いてございますが、この契約条項というのは、今回新たに挿入いたしました。契約条項の話については、ここでは特段のまとまった時間での御審議はいただいておりませんが、この契約条項の適正化の重要性というものは指摘をしておく必要があるだろうというパブリックコメントの御意見等もございましたので、ここで契約条項という言葉も挿入いたしております。

「事業者の情報提供義務」について、(1)(2)とも中間報告と変えておりません。

20ページから「勧誘行為の適正化」ということですのでけれども、ここについても総論を3行ほど書いてございます。その上で「(1)執拗な勧誘」は変えておりませんし、それから(2)のいわゆる特性に応じた勧誘、ここも変えておりません。ただ、この(2)の最後の3行、「また」以下のところですが、日本語の問題として少し整理をさせていただきまして、趣旨は全く同じなんですけれども、明らかに当該取引に対する適合性を有しない消費者に対して、過大な危険を伴うものを積極的に勧誘・販売してはならないという考え方の導入を云々ということで、書き方を少し整理をいたしました。エッセンスとしては同じでございます。

21ページの「3. 競争政策との連携」、その下の「4. 指定商品・指定役務制の在り方」この辺は中間報告の議論等をそのまま踏襲しております。

22ページの「5. 消費者信用の適正化」ですけれども、ここについても変えてお

りません。抗弁権接続という言葉が少し難しいので、注 10 という脚注を挿入いたしておきます。

22 ページの「第 3 節 消費者教育の充実」、ここは年明け以降に新しく御議論をいただいたところを加えたものでございます。ここにつきましては、まず最初に 3 行、全体として消費者教育の重要性というのを述べておまして、その上で部会で御議論をいただいた流れに沿って整理をいたしておまして、まず「消費者教育の機会の拡充」ということで、(1)が「学校における消費者教育の充実」ということで、時間数も減ってきている中で、総合的な学習の時間等も使って教育の充実を図ろうということをお述べておきます。23 ページの(2)が、学校以外の社会人に対する消費者教育の充実ということで、国民生活センターとか、消費生活センター、消費者団体等、いろんなところで行われておりますけれども、そういった中で十分対象者の広がりを持たせる必要があるということ、部会でもございましたような、「出前講座」の開催等といったことも含めて、こちらから出向いて行って届けるといったタイプの消費者教育の重要性、それからいろんな情報を与える際のツールとして、インターネット、あるいはマスメディアといったものの活用といったことを書いてございます。

2 つ目の柱としまして、内容の充実ということで、そのうちの(1)が教材の開発・提供ということでございまして、どんどん消費者問題というのが変化をしておりますので、それに対応して迅速に教材の開発、それから現場への提供をする必要があるということをお述べておきます。

(2)では、体験型学習、その中身の教育のやり方の問題で、23～24 ページ目にかけてですけれども、いわゆる今は講義式が主流になっている中で、もう少しいわゆるロールプレイングといったものをもっと活用すべきであるとうことを書いてございます。

3 番目の柱としまして、今度は担い手、実際その教育を担う人たちの強化ということでありまして、「(1)教員等の資質の向上」と書いてありますが、いわば学校、消費者団体、NPO、いろんなところで消費者教育を担っておられますので、そういう人たちの資質の向上というのが必要であるということ、そのうち特に学校教育について、その教員の方々の知見を高めるための方策が必要であるということ、研修の話、あるいは教員養成過程における消費者教育関連科目の履修の促進といったことを書いてございます。

(2)として、そうした担い手の連携を強化する必要があるということを書いておきます。

(3)として、そういったさまざまな連携をするに当たっているいろいろな情報を、きちんと集約をして、発信していくという機能が重要だということで、それをリソースセンターというふうに呼んでおりますけれども、そういった役割の重要性をここで書いてございます。こういうことで機会の拡充、内容の充実、それから担い手の強化といったことで、消費者教育全体を整理いたしております。

25 ページの方で、「第4節 苦情処理・紛争解決」というところでございますけれども、ここにつきましては、基本的に中間報告と変えておりません。若干変えましたところを御紹介いたしますが、1枚おめくりいただきまして、26 ページ、27 ページの辺りでございますけれども、26 ページの下の方で(2)で「行政による苦情処理体制」というのがございます。このところで、これが26 ページの下の方から27 ページの前半にわたって文章が入っておりますけれども、その中で3.にいく直前の4行ぐらいなんですけれども、国民生活センターが都道府県・市町村の苦情処理を支援する責務を有することを指摘していると。その後、このような役割分担の下という文章を挿入いたしましたのと、その後、増大し多様化・複雑化する消費者苦情に適切に対応していくためには、市町村、都道府県、国民生活センターがそれぞれの責務を果たしていくことが不可欠であるというふうに書いてありますけれども、ここについては中間報告の中ではその役割分担といったものを法的に明確化するべきであるという文章がございました。これは消費者保護基本法でどういうふうにするかということの先触れということで書いておりますけれども、全体の整理の中で次回御議論いただくこととなりますけれども、第5章として消費者保護基本法の見直しという章が後ろの方に出てきますので、そちらの方でまとめるということで、ここではその文章は省略いたしております。

3番のADRの整備のところは、ここは変わっておりません。したがって、27、28は変わっておりません。

29 ページですけれども、4番の仲裁の話がございまして、その前に実は中間報告におきましては、消費者保護基本法における位置づけという④という1つの項がございまして、その基本法の中において、どういうふうにADRを位置づけるかという話を書いてあるんですけれども、これも先ほどと同じことございまして、後ろの方でまとめました第5章の消費者保護基本法の見直しというところとほぼ重複し

てまいりますので、そちらの方でまとめて整理をするということで、ここからは整理の都合上落としてございます。

仲裁のところは、これはほぼ前回と同じでございますが、その中で少し丁寧に書きました。最初の1パラのところは、「しかし」以下で、仲裁合意といったものが当事者の訴権を失わせるという重大な効果を持つ一方でということですが、その問題点をもう少しわかりやすくということで、消費者・事業者間に情報力・交渉力の格差が存在することから、消費者が十分認識していないうちに事前仲裁合意が締結されるなど、消費者にとって不利となる場合があるということが懸念されるんだという中身を少し丁寧に書きました。

「このため」以下のところは、現在司法制度改革において、その法制といったものがかなり進んできておりますので、その進捗に合わせまして、前は仲裁法整備の動向を踏まえるといった書き方をしておりましたけれども、既に話が少し進んでおりますので、司法制度改革において法制が整備される仲裁制度の利用状況を踏まえといったふうに、現在に合った言い方にさせていただいております。

30ページからが第5節ということでございまして、ここは新しいところで、年明けに御議論をいただきました、IT化、国際化、環境問題ということをもとめております。前回のスケルトン案では、ここは経済社会の変化への対応といったようなタイトルにしておりましたけれども、なかなかそれだとイメージが湧きませんので、「IT化、国際化及び環境問題への対応」というタイトルにいたしております。

最初の4行に総論を書いた上で、1つの柱として「IT化の進展への対応」ということとさせていただきます。ここも部会での御議論をほぼ踏襲をしておまして、(1)がIT化の進展が消費者問題といったものに、どのように影響があるのかということで、これこれこういったようなことで、生活に大きな影響を与えているということとを言った上で、「しかし、その一方で」ということで、匿名性、あるいは迅速性等々、こういった特性もあり、なかなか難しい問題が生じてきているということを書き、それを踏まえて30ページ目の上の5行では、データの紹介をしております。

その上で(2)として、「ルール等の整備」ということで、これまでこういったIT関連でどのような法整備等が行われてきたのかという取り組みを書いた上で、しかしながらということでIT化に伴うトラブルというのは依然として多いということとであります。また、その技術の進歩も非常に早いということで、こういったいろんな取り組みがなされておりますけれども、それをきちんと運用するということ

と、それが本当にちゃんとワークしているのかどうかというのをきちんと検証して、必要に応じてどんどん整備を行っていく必要があるということを書いております。

32 ページの方でございますけれども、(3)として、ITに関する情報提供、それから消費者教育の重要性について書いてございますけれども、ここについては特に3つのパラグラフがございますが、最後のパラグラフで「このため」というところがありますが、ITに関する情報提供、あるいは消費者教育の充実の必要性を書くと同時に、「その際」と書いてありますけれども、ITというのは中身がどんどん進んでおりまして難しいということもあり、相手方、受ける側の理解力、あるいはITを使いこなせる人、そうでない方、いろんな方々がいらっしゃるわけですので、そういった差というものに十分配慮したきめ細かい施策を講じる必要があるということを書いております。

その下の(4)は、苦情処理・紛争解決ということございまして、IT関連のトラブルに関する相談窓口の拡充の話、あるいは特に国境を越えたトラブルというのも非常に多いものですから、それに伴う国際的な連携の重要性ということを書いております。国際的連携については、その下に注の18ということで、OECD等においてそういったガイドラインが策定されたりしているという動きについての動向をフォローしております。

33 ページの(4)で、ITを活用した政策の展開ということでありまして、消費者政策の中においてもITを積極的に活用しようということ、例えばということで、各省庁でいろいろ持っている、消費者トラブルといったものを、できるだけ集約化・ネットワーク化をして、総合的に活用していくといったような話、あるいは、国際的な情報のネットワーク化といったことが書いてございます。

以上がIT化でございますけれども、2つ目としまして、33 ページの真ん中の2 . として、「国際化の進展への対応」というのがございます。

(1)が「国際化の進展と消費者問題」ということで、部会でも議論がありましたけれども、輸入品といったものが非常に増えていて、安全に対する不安があるということ。

もう一つは、インターネット等を通じて、消費者が海外と直接取引をするという形態が増えてきているということに伴う問題が生じてきているということ、サーベイをいたしております。

それを基に34 ページですけれども、(2)として「輸入品の安全性の確保」とい

うことで、日本の中にあふれている輸入品の安全を確保するために、どうするべきかということで、検査監視体制の強化の話、あるいは国際的な取組の重要性といったようなことを書いてございます。

その中で、例えばISOだとかCodexといった国際機関による取り組みもありますので、それにつきましては下の方の注の20、あるいは21といったところで、最近の動向を紹介しております。

(3)は、国境を越えた直接の事業者との取引に伴うトラブルの予防ということでありまして、信頼できる事業者を識別するためのマーク制度の話、あるいは国境を越えた国際的な対応の強化ということで、被害に関する情報提供、捜査協力といったものについての国際的な連携の必要性といったことを書いてございます。

(4)として、実際の苦情処理、あるいは紛争解決ということでございますけれども、これにつきましても、特に国内外のADR機関のネットワークづくり、あるいはそういったものが重要であろうということを書いてございまして、その1つの例として35ページの下の方で注の23ということで電子商取引推進協議会といったところがアメリカと連携をしてADRをやっているという例を紹介をいたしております。若干ITと重複しますが、国際的な紛争解決体制の強化ということを書いてございます。

以上が国際化でございまして、最後に36ページ、37ページのところで、「消費者政策における環境問題への対応」ということを挙げてございます。

ここでは、(1)で環境問題と消費生活の関連ということで、環境問題というのは国民の消費活動による影響が非常に多いということで、日常の消費生活においても省資源・省エネといった環境に配慮した行動というものが大事だということ。

(2)では、環境問題への消費者の参画という観点でございまして、消費者の環境問題への意識の高まりの中で、リサイクルとかグリーンコンシューマーとか、さまざまな運動に対して消費者の積極的な参画、あるいはその役割といったものが非常に重要になっているという記述をしております。

それを踏まえて、消費者の環境配慮型行動といったものための消費者政策を展開するというのが(3)でございまして、今申し上げましたようなことを促進していくための環境ラベル制度の整備であるとか、さまざまな情報の提供、あるいは消費者教育、消費者啓発といったものの重要性を指摘いたしております。

以上のような形で、1章から3章を整理いたしてございまして、これに基づき実効

性確保等以降につきましては、次回4章以降で御検討いただきたいということでございます。ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明を踏まえて御議論をいただきたいと思いますが、あと1時間ちょっとの時間でありますので、審議の効率化を図るために、まず3章というのが本日御議論いただくメインの部分であると。3章の中でも、この3節の中の消費者教育と、5節のIT化、国際化及び環境問題への対応と、これは新しく中間報告以後にこの部会において議論しました結果をまとめたものであるということで、これは新しい部分でありますので、この部分はまさに3章の中でも主たる議論の対象になると、3章のそれ以外の部分につきましては、基本的に中間報告というものに対するパブリックコメント等を踏まえて、基本的には中間報告をベースにして若干の手直しを加えたという部分であります。

そして、1章、2章につきましては、これは前回も委員の中から御指摘がありましたように、言わば各論の具体的な中身というものがどうなのかということが決まらなないと、結局最終的には総論的な部分が固らないという部分がありますので、そういう意味ではこの総論の部分は更にまだ部会としては、4章、5章というのが残っておりますので、それらの議論を踏まえてまた修正があり得べしという部分であるということですので、そういう意味では、1章、2章につきましては、まだ内容が十分動き得るといえるものでありますので、基本的な部分についても御意見があれば言っていただき、本日は3章を中心に議論をしていただきたいと思っております。

では、まず最初に1章、2章の修正部分があるわけですがけれども、この点につきまして特に御発言があれば。

加藤委員、どうぞ。

加藤委員 要領よく段取りますので、よろしく願いいたします。3ページでございますけれども、「家族、ライフスタイルの多様化」のところは、大分前よりは充実してきたと思っているんですが、今日の資料の資料2の12ページを拝見しましても、被害者の年齢割合というのが、断トツに若年の20代が多いです。それから30代。そして、高齢者の方も増えていって、中間がへこんでいます。このところ、ですから本文の3ページの(3)の一番上の高齢の消費者トラブルに遭うケースではなくて、高齢者、弱年層の消費者のトラブルに遭うケースが増加しているというふうに書き直していただきたいと思っております。

そうすると、少子・高齢化という上の方の文章とくっ付くのかということにもなるかと思うんですが、そこまでいじり直すと大変かなと思って我慢しますが、少なくともそこだけは最小限。

それから、いろいろ評価したいことがあります、それは省きます。注文だけで済みません。10 ページですが、消費者の権利のところ。これは、消費者取引という関係から見ると、こんなものかなと思うんですが、今後の議論になるんだろうと思うんですが、例えばコンシューマーズインターナショナルは健全な環境で生きる権利といったようなことを言っています。これを健全な環境で生きることというのを、後段のこれからの環境問題をこの基本法の中で位置づけていくときには、消費者としては位置づけてほしいし、健全な環境で生きる権利ということも議論の対象にして入れていただきたいと思っております。それから、取引をする以前にまず生きていかなければいけないわけで、これもコンシューマーズインターナショナルは、生活の基本的ニーズという言葉で言っていますが、日本語で言えば生活の基本的充足がされることということが議論してもらえないものか、最初からずっとこだわってきたことです。

それと、日弁連さんなんかもおっしゃっていますが、団体を構成して活動することも消費者の権利ではないかというふうに、後段の団体訴権の関係や何かが出てきたときに議論になるのではないかと思います、その3つの別のプラスを消費者としては権利として位置づけることを議論してほしいと思います。

それから、11 ページの第2節の上から3行目の、また非営利団体を始めとする各種団体の役割も重要であるということで、これは何か思い出しますと前回福原さんか福川さんがおっしゃっていたことを大変尊重なすって、これはこれで私は配慮はわかるのですが、そういうことで出てきたんだと思うんですが、突然NPOという組織の形態のところが出てくるんです。そんなこと言うんでしたら、事業者も有限会社も株式会社もあるんで、ここでこういうふうに出てくるよりは、形態で言うよりは、まずは突出すべきは役割を果たすべき消費者団体ではないかと思うので、また消費者団体を始めとする各種団体の役割というぐらいに直してもらえないかと思っております。

12 ページの上の行で、事業活動において事業者がやることを書いてくださっているわけですが、是非事業者の皆さんにお願いしたいのは、既にやってらっしゃるわけですけれども、消費者からの問い合わせに対する適切な応答といえますか、ただ

それを情報提供というのはかなり一方的にやろうと思えばすうすうとやれるんですが、こちらからアクセスするときの、必ずしも苦情にはならない対応というのもあると思うので、もう少しここは幅広にやっていただけないかなと、気になりましたことは大体そんなことです。

もう一つは、12ページの③の「消費者の役割」の一番最初の2行です。これは未成年者だの高齢者だの、いろいろなハンディのある人もいらっしゃるの、ここをこういうふうにぴちっと強く言ってしまっているのか、非常に表現ぶりとしては厳しいなと思っております。ここは感想にとどめます。ありがとうございました。

落合部会長 どうもありがとうございました。ほかに、田中委員、どうぞ。

田中委員 この前スケルトン案というのを見せていただいて、中間報告から見ると、後退したような印象も受けたんですが、本日のこの資料を見せていただいて、非常によく整理が進んでいるとトータルとしては思いました。

落合先生がおっしゃったように、全体を議論した上でもう一度見直すという作業の中でふれることかと思いますが、そのための問題提起みたいなことで、消費者政策というものを21世紀において我が国で取り上げることの重要性といいますか、そういう一番ベースになるような出発点のところをもう少し強調した方がいいのではないかという気がしております。つまり20世紀の後半、敗戦後、産業立国で、産業を育成して、それによって日本の国を高め、それに付随して消費者も豊かになっていくというような、流れを主導する21世紀は消費者がいかに豊かな暮らしを、豊かというのは別に物量的に豊かというだけではないと思うんですけれども、クリエイティブに営めるのかということが、日本を進歩させるベースになるんじゃないか、ちょっと言い過ぎかもしれないんですけれども、そんな気がしているんです。

そういう社会をつくるためにいろんな産業や、新しい技術が、活かされ、発展していくという、消費者主導といいますか、国民の生活向上が国の在り方を主導するということが必要なんではないか。そのためには、消費者が自立してクリエイティブな消費生活を営むべきであるし、そのための社会システムを整備するべきであるというような考え方の組み立てが、一番ベースのところが必要なんではないかと考えます。

経済面でいっても、GDPの6割が消費ということでもありますから、これがどう発展するかということが経済成長の決定的なポイントになることも間違いのないことで、今までのように輸出のみが日本経済の成長の原動力だということでは困る。日

本の優れた製品・システムを外国に広げていくということは必要だと思いますけれども、国内をいかに成熟させ豊かにするのか、そのために消費者のステータスをどれだけ豊かに高めるのかということが、ここでの中心となるべきだ。ちょっと面映ゆいし、少し言い過ぎや、言い足りない面があると思いますけれども、経済社会が変化したから消費者政策を変更する必要があるという以上に、そういう趣旨を強調すべきだという気がしているんです。

皆さんどういふうにその辺をお感じになるのか、この答申の打ち出し方のスタンスなり姿勢として、考えるべき問題ではなかろうかということを感じましたので、問題提起として申し上げておきたいと思います。今、議論していただかなくても、トータルでまとめるところで取り上げていただければというふうに思います。

落合部会長 ありがとうございます。

福川委員、どうぞ。

福川委員 1章、2章ということでございますが、まず8ページの第1節の1の(1)の消費者像の転換と書いてありますけれども、この消費者像というイメージということなんですが、これがいいのか、ちょっとイメージというと何か書いてある内容はむしろ消費者の立場というか、地位というか、そのような気がして、像というイメージなんでそれがふさわしいのかどうかという気がいたしますので、御検討いただければと思います。

9ページの最後のパラグラフ、「一方、市場メカニズムの活用が必ずしも適切でない領域」というのがありますが、ここは事前規制から事後チェックへの転換ということがある前提で、こういう市場メカニズムの活用が必ずしも適切でないところもあります。これも活用が適切でない領域もありますけれども、市場機能を活用するが、そこで補正をしていかなければいけないと、例えばある安全の規制ということがあっても、その中では規制を守った上では市場メカニズムが働くということになりますから、あるいは例えば市場メカニズムを補正しとか、あるいは活用が必ずしも適切でない領域というか、少し正確に書いた方がいいかなという気がいたします。

ここでふさわしいかどうかわかりませんが、例えば独禁法の適用のように、やはりちょっと企業の方もちゃんと競争して、変な価格をつり上げたりとかしないようにということもありますから、あるいは市場の枠組みを整備し、あるいは市場メカニズムの活用が必ずしも適切でないか何か、少しここも事態に応じてちょっと適

切に書いていただいた方がいいかなという気がします。

いろいろ御議論が展開している 10 ページの消費者の権利ですが、これが本当のいわゆる一般的な法律上の権利かどうかという点が、どうもよくわかりませんし、例えば情報公開なんかは、特別の請求権という言い方をたしかしていると思います。ですので、これは勿論法律上の問題ですので、部会長が専門でいらっしゃるわけですが、この権利というのはいわゆる本当の一般の権利で、例えば現状回復の権利だとか、あるいは請求の権利だとか、いろいろな形の権利とは必ずしも一致しない特別の権利ですから、これは一つ一種の特別の権利なんだというのであれば、特別の権利だということを一応みんなで合意をしておくというようなことが必要かと思いますが、ここに 6 つ書いてありますが、これも消費者教育を受けられることと言っても、ただちょっとでも受けられればいいのか、どういうことになっているのか、必ずしもはっきりしませんので、これが本来の法律上の意味でいうと、ちょっと権利とは言いにくいんだらうと思いますが、地位というのか利益というのかわかりませんが、一種の特別の権利なら特別の権利だということで合意をしたらいいかなという気がします。

以上です。

落合部会長 どうもありがとうございました。ほかに、有馬委員、どうぞ。

有馬委員 ありがとうございます。前回欠席いたしましたので、もし御議論をなさってらっしゃいましたら失礼でございますが、11 ページのところの行政の責務のところでございますが、非常によく書かれていると思うのでございますが、例えば情報の提供というのはここには入るようなものではないのでございましょうか。

そのことは、13 ページの「消費者の権利実現のための政策展開」というところとも関連してくると思うのですが、そこにも例えば③で消費者教育の充実というのは入ってございますが、情報の提供ということは入っていない。その情報の提供ということは、今、福川委員も御指摘になりました権利のところとも関係してくると思ひまして、全般として情報格差ということが触れられているわけでございますから、どこかそのようなところも入れてはいいかがかと思ひました。

以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 まず、1 つには田中委員が御指摘されました点に、私も賛成をしたいと思ひます。日本の成熟化社会、品のいい社会に向けて今、遅まきながら立ち上が

るという視点が期待されると思います。

個別の話になりますが、1つ事実的な記述の中で、5ページの上から6行目に「資産形成取引に伴う問題が急増した」というところで、80年代後半となっておりますが、これは後半を取っていただくことが必要かと思います。86年に特定商品等の預託等取引契約に関する法律ができたとなっておりますが、このように速やかに対応したのではなく、豊田商事事件等も含めて80年代の早い時期から問題が起こっております。それが前回申し損ねた細かい点です。

2つのことを申し上げたいと思いますが、1つは情報についてであります。権利を理念としてとらえるということにいたしましても、10ページのところで必要な情報を知ることができることとなっておりますが、それを踏まえて12ページに事業者の責務としてありますが、そこに幾つかポツがある中で、下から2つ目に入れていただくのがいいかと思いますが、その上にあります消費者への適切かつ迅速な情報提供という、事業者側からの問題だけではなくて、消費者の求めに対して適切に応答すると、そういう責務を事業者として持っていただくと。そして、12ページの③のところの「消費者の役割」としまして、消費者が自ら主体的にかつ自己責任の下で判断をするためには、必要な情報を得て主体的に判断をするということですが、自らの前に必要な情報を得てというふうに入れていただきたいと思います。

13ページに「消費者の権利実現のための政策展開」としてありますところの、市場ルールの整備の中の法制度の整備とあります。これがどういうことを意味しているのかもお教えいただければと思いますけれども、ここに情報に関連する基盤整備といえますか、今、有馬委員のおっしゃったことが反映してくる問題があるのではないかと思います。

情報について横断的にしっかり位置づけていただきたいということと、それからもう一つ次回の議論になると思うので申し上げますけれども、消費者団体の役割は非常に重要になってくるわけです。その観点から、10ページのところに加藤委員がおっしゃいましたように、消費者団体を組織し行動する権利として入れていただくということとともに、合わせて11ページに行政の責務として、先ほど有馬委員が情報の提供といえますか、情報伝達のための整備もありましたが、消費者団体が活動しやすくするための支援・基盤整備等を明示していただきたいと思いますし、13ページの政策展開の中にも消費者団体への支援等の問題というのを入れておいていただきたいと思っています。

落合部会長 ありがとうございました。

1章、2章につきまして、特にあれば。大羽委員。

大羽委員 自主行動基準に関しましては、第4章を審議した後また戻ってくるとのことだと思っておりますが、1つ御指摘しておきたいのは、12ページのところに事業者のことが書かれていまして、その中に自主行動基準を策定・運用すること等を通じコンプライアンス経営に努める必要があるというふうに書いてございまして、その後に事業者団体の責務が書いてございます。

その後2ポツがありまして、上の方のポツが、苦情対応と紛争解決の仕組みの整備ということで、これはまさに事業者団体が最も得意とするところですが、前々から議論がありました、事業者団体のアウトサイドはどうするのかとか、そういう議論はまたあるわけではございますけれども、事業団体としてはこれが求められるのはたしかだと思えます。上の事業者の個別の書き方と、その下の2ポツ目の事業者対応の指針を示す自主行動基準の策定運用ということが同じことが書かれているわけですが、もともと自主行動基準というのは、事業者が自分の行動をどうするかということを書きと自ら書かなければいけないということではございますので、事業者団体が書いたものをそのまま写しても、これは魂入れずということになるわけですから、この書き方ですが、事業者団体の団体加盟の事業者に対して、自主行動基準を策定・運用するように推進するということになるかと思うんですが、上と同じ書き方になっておりますので、多少そのところが気になったという御指摘でございます。

落合部会長 それでは、本日の3章の方に移らさせていただきます。3章は、先ほどちょっと触れましたように、まず新しく御議論をいただく部分、つまり中間報告には盛り込まれていなかった問題に関連して、22ページの「第3節 消費者教育の充実」、これが25ページの最初のパラグラフまで続いておりますが、この部分につきまして最初に御議論いただきたいと思っておりますが、宮部委員、どうぞ。

宮部委員 この前も申し上げたんですが、消費者教育といった場合に、今度の教育基本法の中でも、家庭教育というのは非常に大きく取り上げられているわけです。ここで言いますと、学校でおやりなさい、社会人に対する教育をちゃんとしなさいと、内容はこうですよと書いてあるんですが、やはり基本的に家庭内の教育というのは無視できないだろうと。これは1項目つくるという問題ではなしに、もっと普遍的な問題ですから、どこかにちょっと入れる必要があるのではないかと、そんなふ

うに考えます。

落合部会長 ありがとうございました。ほかに、この消費者教育に関しまして、では野村委員、どうぞ。

野村委員 担い手の強化というところで、消費者団体が出てくるんですけれども、資質の向上とか、連携強化という、こういうとらえ方なんですけれども、先ほど浅岡委員や加藤委員からも出ていましたけれども、やはりそういう団体をつくることとその活動をするを、容易にできるような環境をつくるといいますか、国がそういうことをやるということが必要なんじゃないかということで、この後環境とか国際化のところには必ずしも消費者団体に対する言及はないんですけれども、そちらの方でもかなりこれから重要な役割を果たすべきではないか。あるいは、そういうことが期待されるのではないかということで、この次の団体訴訟はまさにそういう問題になると思うんですけれども、ある程度、これはさっきの第1章、第2章の方に関わってくるんだと思うんですけれども、全体の議論の後で結構なんですけれども、消費者団体に対する国の扱いといえますか、そういう点についても若干見直していただければというふうに思います。

落合部会長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 今、宮部委員がおっしゃいましたことごもっともだと思います。22ページの、ちょっと消費者教育の方に飛んでしまっていていいですか、せっかくおっしゃってくださいだったので、私も大事だと思います。家庭、地域、職場、学校といったように、いろいろな場面において、そして年齢的にも幼児のときから高齢者になるまで、あらゆるチャンスをとらえて本人が学習する機会を確保されるという、そういう書きぶりにここをしていただいて、当然どうしてもそうなりますとマスとしての学校教育の充実というのが出てきますが、その前置きのところでそういう配慮をしていただけたらと思っております。

それから、同じ教育の23ページでございますけれども、かなり消費者団体も頑張っていて、機関紙を通じたり、ゼミナールをやったり、お茶の間学習をやったりしていますので、ここも社会人に対する消費者教育の担い手は、かなり地域での消費者団体が頑張っていることで、センターなどもやってくださいますが、共同することもあるので、教育を自主的・自立的にやっていく主体者として、社会人教育の中の消費者団体をキーワードとして入れていただきたいと思います。

そうして、24ページの担い手の強化のところでは、強化するだけではなく、かな

り拡大して行っていただきたい。特に企業人に対しては、学校教育の中で今働いてくださっている人たちは、消費者教育を受けない世代ばかりです。そういう人たちが後追いながらも消費者教育を受けるチャンスというのは必要なので、これは強化だけではなく、担い手の拡大が必要ではないかと思います。

そういう意味では、(1)の教員の資質だけではなく、消費者教育の担い手のということになるのではないかと、例えば家庭だと、子どもに対しては両親だの祖父母だの、いろんな人たちがそうなりますし、地域においては自治会のメンバーもみんなそういうことがお互いに高め合う、日弁連も出前学習をする。相談員の皆さんも出前学習をするということで、非常に頑張っていますが、まだまだこの量が少ない。それから、資質は当然向上しなければいけないし、その連携強化というのも十分(2)で必要なので、その書きぶりをもう少し強めていただきたいと、消費者教育については思っております。

特に大学などで、消費者問題とか消費者運動とか消費者政策などといったような、講座もすごく不足していると思うんです。例えば、産業論に対してはいろんな講座がたくさんあります。そして消費者を買い手としてとらえて、どのようにターゲットとしていくかといったようなデータマイニングを始めとした、産業政策の学問は日本ではすごく進んでいるけれども、消費者のための視点を持った大学教育というのをもっと進めていく必要があるんじゃないかと思って、この辺は御専門の先生方が右左にいらっしゃるので、お願いしたいわけです。

落合部会長 ほかに、田中委員、どうぞ。

田中委員 今おっしゃったことと関連するんですが、消費者教育の内容の充実というのがありますが、どういう内容なんだということは書いてないんですね。エレクトロニクス的发展による、いろいろな複雑な問題に対する対応というようなことは必要ですけれども、もう少し基本的な立場で、我々がまさに議論している、自己責任の立場で君らはこれから生きていかなければならないのだよということですね。そこから出発した体系が必要なんだろうという気がするんです。また、環境問題にも関係がありますけれども、20世紀の浪費型消費というようなものに対する評価を明確にして、持続可能な社会の中での消費というような問題を、どういうふうに消費者として考えていくのかということもあると思うし、いろいろ高度化する取引に対する自己責任の取り方の技術ということも当然あるだろうと、ある程度中身にふれることが必要なのではないかという気がするんです。それらについて、教え

る側の能力の向上を具体的に計らないと、単に抽象的に能力の向上といっても無理でしょうからね。その辺はどの辺まで踏み込んで記述するのかという問題がありそうに思います。

これは、専門的にちゃんとカリキュラムの在り方や教える側の育成の仕方とか、専門的かつ、体系的な提言が必要になるような、そういう性質の問題であると思うので、我々としてはどこまでをこの答申で取り上げておくのか。少なくともメインターゲットは、さっき思い付きで幾つか言いましたけれども、入れるべきではなからうかという感じが私はしております。

そういう意味で、宮部さんのおっしゃった家庭内の問題というのは、私も非常に痛感しております。今の若い者のいろんな問題点の責任の多くは、我々、戦後世代の親の「しつけ」にあるんじゃないかと反省する点が多いので、今の消費者教育の在り方については、教える側の人間、先生だとか親だとか、そういう社会の側がはっきりコンセプトとして持たないと、どう充実するのかというのがはっきりしないんじゃないかというような印象があります。もう少しその辺を体系的に書いていただくとありがたいという気がいたします。

落合部会長 非常に貴重な御指摘だと思います。非常に重要な問題なんですが、これは消費者政策全体の見直しであると、それは法的には消費者保護基本法の見直しというものに結び付くと、そうするとそこで挙げられるべきテーマは、1つずつが非常に重いんです。これは、それぞれ1つずつが言わば消費者政策部会の2年間の検討の対象になるべきテーマに十分なり得るようなものがいっぱいこの中には出てきているということがあって、確かに田中委員が指摘されているとおり、それぞれについての体系的、徹底的な分析を踏まえた上で全体的な提言ができることが望ましいので、それを目指してこの部会としてもやっておるわけですけれども。

したがって、それが非常に望ましいですが、限られた2年間の期間内に非常に大きな大問題がいっぱい入っている中を、全体にアンブレラを被せなければいけないということがあるがゆえに、やはり今、田中委員のような御指摘を十分報告書としては理解した上で、あるいは十分それを認識した上で、かなり大きな問題を取り上げているんだということ、それぞれの問題ごとに部会としては十分認識した上で、至らない部分というはやむを得ない部分があるわけですけれども、そういう問題の認識はあるんだというのは、この消費者教育に限らず、重要な大きな論点がほかにいろいろあるわけなんで、それを含めての御指摘というふうを受け止めて、部会と

してはやっていきたいというふうに思います。

大羽委員、どうぞ。

大羽委員 今の田中委員のお話との関連なんですけど、学校における消費者教育の在り方の問題からすると、更に言えば2、3点の問題指摘があるところです。

1つは、教育養成系大学における、大学の教育になるわけですけども、これは24ページに教育の資質の向上、担い手の強化というところで明確に出ておりますから、よろしいと思います。もう一つの問題としては、現在の小・中・高等学校におけるカリキュラムの問題をどうするかという問題で、これは22ページにこう書いてあるんですが、多少歯切れが悪いというのは、公民とか家庭科、それから総合的な学習の時間というような形で、何かここが常々学校教育における消費者教育の問題については、明確になっていないと思いますし、しかもやってらっしゃる学校の先生も濃淡が出ていると考えます。それは前に1時間から二十何時間というばらけがあったという統計の指摘が物語るわけですが。

したがって、この報告書としてはもうちょっと深く書いていただくとすれば、将来的には学校教育の中で消費者教育というような、新たなカリキュラム体系を、どこかの明確化したところの教科の中で定めておくということが必要なんじゃないかという感じがしております。

したがって、現在のところの報告書の議案としてはこんなところなんだろうけれども、更にもうちょっと将来的には何か考えた方がよろしいかなというふうに思っております、とりあえず申し上げました。

落合部会長 今の大羽委員の御発言、私の理解としては、結局この書き方は現在の教育科目というようなものを前提にしている、将来21世紀の在り方を考えているという視点から見ると、そういう意味では余りにも前提を動かさない、あるいは現状を肯定したような形になっているのが問題なのであって。

大羽委員 基本的には、個々の先生の能力、あるいはやる気といいますか、そういったことに依存しているのは、どうもシステムティックではないんじゃないかということでございます。

落合部会長 ですから、田中委員の御指摘も踏まえて、言わば消費者教育といったときに一体どういった教育をするんだという根本問題も踏まえて、それからそれに応じた科目の編成もやっていくべきであると。現状の科目、家庭科の中でやるとか、そういうのではなくてですね。という御趣旨と理解していますが、そういうこ

とでよろしいですか。

大羽委員 はい、そういうことです。

落合部会長 高委員、どうぞ。

高委員 ほかの事項でもよろしいですか。

落合部会長 消費者教育ではなくてですか、もし消費者教育であれば、浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 社会の教育力を高めるということが相対的に必要だということだと思いますので、22 ページのところでもいいのかと思うのですけれども、見出しの中で担い手を拡充、充実することがもっと明確に出てまとめていただき、その上で次の節での担い手間の連携ということにつなげていただければいかがかと思うのですけれども。

落合部会長 それでは、よろしければ今度は新しい問題、つまり中間報告以降議論いたしました問題を、最終報告にいかに取り込むかということで、今、消費者教育をやりましたけれども、今度は30 ページの「第5節 IT化、国際化及び環境問題への対応」という部分につきまして御議論をいただきたいと思います。

宮部委員、どうぞ。

宮部委員 国際化のところで書いてあるんですが、これはものとかIT関係の今ある国際化だと思うんです。今世紀恐らく少子化というのは非常に進んで、今でも相当多くの外国人がおられるわけですが、人の多国民国家になるときに、そのことについて全く触れてないわけですね。いろんな方が来て、日本の消費法というのはどうなんだという、その問題についてはやはり一言、二言書く必要があるんじゃないかと。それをまた逆に言うと、そういう方がたくさん来ている、そういう方がたくさんいるアメリカという多民族国家というものの今の法制というようなものに、日本が近付いていくのかどうか。

アメリカの場合には、ともかくどんな方にも原則だけはきっちりしましょうねという話ですし、日本の今日を見ておりますと、非常にきめ細かなんです。これがほかの国の方に、こんなにきめ細かいし、非常によくやっているけれども、私はどうしてくれるのかという問題にまで発展していくのかと。そうすると、やはりグローバルスタンダードというのは、最低限のことを決めればいいんであって、細かなことをたくさん決めることが本当にいいのかなというような問題に発展していくんですが、ともかく人の問題を何らかの格好で触れない限り、21世紀の消費者基本法とい

うのではおかしいなという感じがしております。

落合部会長 ありがとうございます。高委員、どうぞ。

高委員 2つ発言させてもらいたいですけれども、その前に1章、2章のところの改定ですけれども、前回の議論を前向きに受け止めていただいて、非常に明確、適切に書き改めていただきましたので、私は大変感謝しております。評価しております。ありがとうございます。

1点目なんですけれども、今、30ページからと言われましたけれども、多分1点目の問題点は、29ページの最後辺りになるかなと思いますが、紛争解決の1つの手段、形なのかなというふうに思うんですけれども、次回の団体訴権のところ、例えば損害賠償請求権を認めないような団体訴権の仕組みを議論することになると思います。もし、これを前提とすれば本当に突拍子もない提案なんですけれども、「消費者信託基金」というようなものをここで設置してはどうかなと考えています。

その基金なんですけれども、要は消費者側にも企業側にもどちらにも私はプラスになるんじゃないかと思っています。

消費者側がどういった意味でプラスになるかといいますと、例えば一人ひとりの受けている損害額が非常に小さいとか、一体だれが被害を受けているかがよくわからないといった問題があります。

企業側は、実際に、これは悪意がなくても事務手続上の過ちから、例えば外国産のものを国産と行って売ってしまったために、それを返金したいとします。この場合、実際のところだれに返金していいかわからないという問題がでてきます。例えば西友のような事件がありましたが、ああいったときに不当な利益を消費者に還元したいといったときに、信託基金のようなものがあれば、そこに還元することができます。その基金の運用の果実というのを、例えば差し止め請求権等を認めて、消費者団体等がそういう行動を起こすときの、例えば訴訟関係の費用として使ってもらえる訳です。そんな意味で「消費者信託基金」の創設というのは、企業側の主体的な善意に基づいて成り立つわけです。ほかの例で言えばホヤの例もあると思います。強化加工しためがねを販売していたはずが、実際は加工していなかった。幾つそれを出荷したかはわかっているんだけど、だれに返金していいかわからない。こういったケースがありますが、信託基金があれば企業側としても活用しやすいと思います。

これは29ページのところに来るのか、次回の団体訴権のところ議論になるのか

わかりませんが、おそらく私は次回出席できませんので、申し上げておきます。これが1点です。

もう一つは、36、37ページのところになるかと思います。先ほどの宮部委員の御指摘とも関わってくるかと思います。私自身も、こういう中間報告を作成しているときに、社会問題の配慮まではまだいいかなと考えていたんです。例えば、児童労働問題とか、強制労働の問題、海外から移入されてくるものについて、消費者がどう考えるのか。こうした問題は、まだ、早いだろうなと思っていたんですけれども、21世紀のグランドデザインということを見ると、最近イオンさんがサプライヤーに対してコード・オブ・コンダクトをつくって、児童労働、強制労働の問題等を自分たちでチェックしながら取り組んでくださいとのアクションを起こしました。そうしますと、やはりグランドデザインの中に、環境問題だけじゃなく、社会問題もそこに入れておく必要があるかなということは今、感じております。

落合部会長 極力第5節の議論でお願いしたいと思いますが、松本委員、どうぞ。

松本委員 1つは事実の話なんですけど、34ページの注の22で、国際的な苦情処理・紛争解決の絡みでISOのことが紹介されていますが、仲裁機関におけるADRの国際ルールづくりではなくて、事業者主体のいわゆる民間型ADRの国際ルールづくりなので、仲裁のルールづくりではないんです。仲裁のルールの方はUNCITRALでつくっていますから、そういうことが1つと。

それとの関係で、私前回欠席しましたので、もう議論済みかもしれないんですが、29ページの紛争解決の最後の仲裁の問題であります。最初のパラグラフで消費者に不利になる場合が懸念されている理由として、消費者が十分認識していないうちに事前仲裁合意が締結されるというのが挙がっているわけで、これは勿論1つ重要なことですが、もう一つこれに劣らず重要なのは、一体だれが仲裁人になるんだと、仲裁機関はどこになるんだという部分がブラックボックスになった状況で仲裁約款が挿入されているという不安ですね。NPO法人の認証を受けた悪質事業者がたくさん存在しているということか、新聞報道されているわけで、そういうことを考えますと、悪質事業者が悪質ADR機関をあらかじめ指定して、自分勝手な解決をするという危惧がすぐ出てくるわけですね。NPO法人であるところの、認定ADR機関とか何とか称してやりかねないわけで、2つ目のパラグラフでは仲裁機関の実情ということも挙げられているので、危惧の内容にもきちんと取り入れていただきたいと思います。

現在、仲裁法が国会に上程されているわけですが、それを見ますと、本則の部分では消費者について特段の扱いをしないで、事業者間の仲裁合意と全く同じことにしていますが、付則のところでは当分の間かなり細かくこうこうということで、消費者については一方的な解除権が与えられていて、仲裁廷に出頭しなければ解除したものとみなすとか、出頭してもまず最初にこの趣旨をきちんと説明を受けて、なおそんなものでも仲裁に入るかどうか、最終的にその場で決めることができるということで、当分の間は危惧や、懸念は解消されると思うんですけども、当分の間というのが非常に気になるところです。

この一番最後のところに、別途検討を行うと書いてあるので御質問したいんですが、これはこの審議会が、あるいは次期になるんでしょうか、消費者の仲裁契約について特別に何か取り上げて検討を行うという課題をここでもう設定するという趣旨でしょうか。

民事訴訟法の専門家と議論いたしますと、仲裁法の中で特則を置くというのは、体系的に無理であって、消費者契約法できちんと受けてほしいという御指摘がありますので、消費者契約法の改正に向けた審議という趣旨でしょうか。

落合部会長 事務局。

中村消費者企画課長 仲裁については、今、松本委員御指摘のように、消費者問題、あるいは消費者契約の中でどういうふうに扱っていくのかという観点からの議論が、司法制度の中では抜け落ちていたという反省があって、それで当面今、御紹介のあったようなことで付則に落ち付いていると。

したがって、この点について、消費者契約、あるいは消費者問題としてどのように仲裁契約を扱っていくかという観点からの検討を当分の間、きちんと議論をしてもらいたいということで、司法制度改革からこちらに来ている話でございますので、具体的なスケジュールとか、どういう体制というのはまた新しい体制の中で考える必要がございますけれども、やはり国民生活審議会の方でこの消費者契約という一環の中でどういうふうにこの問題を扱うのかということを経験する必要があるかというふうに思っております。

落合部会長 ありがとうございます。では、福川委員、どうぞ。

福川委員 32ページのIT教育でございますが、先ほど消費者教育でいろいろ御発言がございました。この第3パラグラフで、「このため」以下に書いてありますけれども、このITを巡る教育というのに、我々は何を提案をするかという内容も

少し明確にできないものだろうかという感想を持ちます。今でも e - J a p a n 構想の中では、例えば学校教育などの充実というのは非常に多く取り上げられておるわけですが、ここでもし本当にここでデジタルデバイドという情報格差に留意した施策ということですが、どういうふうに留意するのかがよくわからないので、ですからもしここで、例えば消費者教育のことで国民生活センターか、あるいは消費者団体でもいいんですけれども、そこにもう少し専門のコースをつくるとか、あるいはそれについての助成策を講ずるか。

ここで抽象的に書いてあるんですが、できればもう少し、今の IT 教育の現状を踏まえて具体的な提案をなるべくした方が前進するのではないだろうかという気がいたします。ここで先ほどの苦情処理等との問題と IT はかなり専門的なものになりますから、何か仕組みをもうちょっと具体的にできないかという気がします。

最後の 36、37 ページの環境ですが、先ほど田中委員の御発言がありました。これもどこまで踏み込んで書くかというポイントのような気がいたします。私は、ただ非常にこの環境問題で大事なものは、消費者、生活者、あるいは企業も含めて価値観の変化、価値観の転換というのが非常に大事だろうと思います。

市場のグリーン化、商品、サービスのグリーン化、企業経営のグリーン化ということが、今、強く言われているわけですが、どこまで書くかはなかなか難しいかとは思いますが、少なくとも消費者の選択というのが市場のグリーン化、あるいは商品サービスのグリーン化に非常に役立つんだと。したがって、消費者の価値観をそういう方向に確認するべしという点は、何かもう少し強調していただければありがたいと思います。

落合部会長 加藤委員。

加藤委員 今のことは私も賛成ですが、この書き方の、36、37 は何か時間切れという感じで、非常に大事な問題にもかかわらず、書き方が少ないですね。やはりここは循環型社会に向けての事業者が頑張っている部分もありますし、更に期待する部分もありますので、もう一度時間を改めて丁寧に起こしていただきたいと思っています。

前に戻りまして恐縮ですけれども、いつまでもしつこくあきらめもせずとおっしゃるかもしれないけれども、これは大変なことなので、仲裁プラス、例の弁護士報酬の敗訴者負担の問題でございます、29 ページのところはたまたまいいことに数行開いているんですね。ここに是非消費者問題のような裁判、消費者取引のような裁

判については、こういうものが導入されると大変なことで、そもそも今、司法に対してアクセスがしにくい状況を、まさにもっと狭めていくので、配慮がされるべきであると3行かそこら入れていただけないものでしょうか。これに反対という方いらっしゃいますでしょうか。あるいは、応援してくださる方でもいいんですけれども。

落合部会長 発言は以上でよろしいですか。

加藤委員 はい。

落合部会長 それでは、大分、そういう意味では第5節以外の論点も出てまいりましたので、全体。

加藤委員 ちょっと待ってください。応援してくれる人いないんですか。

落合部会長 今は、言わばそういう応援の賛否を取るのが適切かどうかわかりませんので、進め方としてはしたがって今度は第5節というふうに限定しないで、3章全体について御議論を拡大するというふうにして、先ほどもう既にそれに関連した拡大した形での御議論がありましたので、それらも含めて、あるいはそれ以外の部分、3章全体につきまして御意見、有馬委員、どうぞ。

有馬委員 33ページの国際化の進展のところでございますけれども、ここでいわゆるグローバルイゼーションによるマイナスの要素のことは随分お書きくださっていると思うのですが、21世紀型でございますから、そのことによる国際的なスタンダードに対して、日本もそういうものに積極的に参加をしていくというような、積極的な姿勢のようなものがもう少しあった方がいいのではないかと思います。

34ページの輸入品の安全性の確保というところに、ISOとかCodexなどへの積極的な参画というのが書いてございますが、国際化時代に進展するスタンダードに日本の消費者政策も合わせていくというような、積極的な取り組みをもう少し見せた方がいいのではないかとというのが1つでございます。

そのことと関連で、先ほど高委員も御指摘になりました環境問題に加えて、やはり児童労働というのはもう国際的な1つのスタンダードになってきつつありますので、そのような社会的な事柄への配慮ということもどこかに一言あればよろしいのではないかとこのように思います。それが1つです。

もう一つが、今、部会長が全体とおっしゃいましたので申し上げさせていただきますが、27ページのところの行政による苦情処理体制のところ、先ほどの御説明の中で、国民生活センター、あるいは消費生活センターの法的な位置づけに関して

は、全体の推進体制のところでは取り上げるからというふうにおっしゃってくださいまして、これはそのときでよろしいのですが、この苦情処理体制のところに関連いたしましては、特に消費生活センターについて各地でさまざまな動きが起こっておりまして、行財政改革の中で苦境に立たされている。あるいは、民間委託が進みつつあるということがございますもので、この辺りを後の推進体制のときには是非もう一度御検討をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

落合部会長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 今、有馬委員おっしゃいましたけれども、私もいつかもう一度丁寧にやっていただけたらと思うんですが、是非確認させていただきたいのは、26、27 辺りの行政による苦情処理体制の整備なんですけど、とにかく現実に昨今の後退ぶりはひどいし、都道府県と市町村はそれぞれに必要な役割がありますし、特に国民生活センターも含めて一次的な相談をどこもやっていくという姿勢を確保しておいてもらわないと、大変消費者としては不安なんです。特に都道府県の直接相談とか、国民生活センターの直接相談といったものは、公益的でしかも広域的な見地が消費者問題の先鋭をキャッチするのにどうしても必要な業務だと思うんです。

システムがどんどん高度化して複雑化して、システムというのは苦情処理体制です。そして、結果としては消費者は非常に味薄で、そして不満足な苦情処理体制が推進されるということのないよう是非目配りの上で今後の記述とか、あるいは皆さんの御関心を持ち続けていただきたいと、そういうことをお願いします。

落合部会長 ほかに、岩田委員、どうぞ。

岩田委員 1点だけです。15 ページなんですけれども、第1節の消費者の安全確保のところの前文的な書き方なんですけど、これは消費者の安全確保のためには、一定の事前規制が必要であるというような書き方になっているんですが、現在も一定の事前規制をしているわけですし、では21世紀、今後どういう方向を目指すのかというのは、ちょっと前文のところに出ていないのではないかと、あと読みましたら、やはりこの分野においては整備・拡充ですとか、強化とか、そういう部分が出ていますので、どういうふうにするんだというのを前文のところにきちっと入れておいた方が、方向性が明確になるのではないかと思います。

落合部会長 山本委員、どうぞ。

山本委員 単純な質問でございますが、先ほど触れられました27ページの市町村、

都道府県、国民生活センターの役割分担のことについて、法的に明確化することが必要であるという下りは、これは別途消費者保護基本法の見直しのところでまとめて取り上げるので、そこは削除したという御説明でありました。

ただ、ほかの項目の中には、法的に明確化すべきであるというのが残っている部分もあるんです。ですから、やはりそこは温度差があるということなのか、それともたまたま調整がうまくできてなくて残っている部分と削除された部分があるのか、その辺がわからなくなったものですから、質問です。

落合部会長 では、事務局、お願いします。

中村消費者企画課長 特にここの法的明確化というときに、勿論基本法をイメージしたものもあれば、あるいは例えば前の方で契約のところなんか法的明確化という言葉が残っているかと思えますけれども、その場合には必ずしも基本法だけでなく、契約法とか別のことも恐らく考えられるだろうということで、割と幅広くその言葉が残っておるんですけれども、恐らく今の27ページのところというのは、まさに基本法でどうするかという話だろうなという意味で、若干性格が少し違うかなということが1つでありまして、そうすると消費者保護基本法そのものでどうするかという部分であれば、第5章の消費者保護基本法の見直しというところでまとめて整理したものがいいだろうという趣旨でございます。

落合部会長 どうぞ、浅岡委員。

浅岡委員 先ほどの仲裁につきましては、いわゆる消費者契約というだけではなくて、製品の欠陥による被害の問題をどう取り扱うのかということもありますので、それも視野に入れて対応を考えていただきたいと思います。

その仲裁の記述と対比しまして、今、当面問題になっております、敗訴者負担問題について加藤委員が力説されましたように、これは非常に、なぜ黙っているのかという懸念を招かないようにするべきではないかと思えます。特にそれが御不満だという方は、明らかにここで指摘していただきたいと思えます。

27ページの行政の苦情処理のところ、切り分けをきれいにしているのはあるのですけれども、やはり都道府県とか、特にここで記述のない国民生活センターとか、こうした役割を果たすためには、やはり自ら苦情処理を、現場の声を得ていくということは不可欠なので、それがよく見えるようにしておいていただきたいと思えます。

少し中身に入りますが、16ページのリコール制度の強化の最後のところすけれ

ども、新たな製品の分野でも必要に応じて制度化するというのがあります。以前は「他の製品でも」とあったと思います。今後開発される新たな製品というわけではなく、今はまだ規制が及んでいない部分についてもという趣旨なんだろうと思うのですけれども、それでよろしければちょっと誤解を招くかなと思うので、戻していただきたいと思います。

20 ページのところ、「勧誘行為の適正化」の(2)の「消費者の特性に応じた勧誘」のところの下から2行目、過大な危険を伴う商品・サービスを積極的に勧誘するという、この過大な危険を伴うという意味がよくわかりませんで、危険な金融商品の、取引だけを言っているのか、そうではなくてもっと取引方法等が非常に不適切であるということも含むのかなとみえるのですが、21 ページの下の脚注を見ますと、特商法の施行規則等では、前段の方にあるような老人等につぎつぎ販売をするようなことも含んでいるのではないかとも思われますので、過大な危険というのを誤解を招かない記述にさせていただいて、適用範囲を広く見えるようにしていただきたいと思います。

落合部会長 今、敗訴者負担の問題、特に2人の委員が盛んに力説されておられるんですが、ここの部分は事務局としてはどういう、この報告書案の書き方という点でいかがでしょうか。

中村消費者企画課長 弁護士報酬の敗訴者負担の制度につきまして、去年のこの中間報告のとりまとめのときにもそういう御議論がございました。その際に、この問題が非常に消費者政策としても重要であるので、何らかの記述をするべきであるという御意見があった一方で、その司法アクセスの検討会の方で、その場でまた別途専門的な検討を進めているということなので、本部会でそれと併行して扱うのは適当ではないのではないかとといった評論がございまして、その結果としてこの中間報告の段階では、敗訴者負担についての文言は盛り込まなかったという経緯がございました。

ということで、事務局といたしまして、現段階ではそのときの整理に基づいて、この今回の最終報告案も同様の扱いをいたしたということでございます。

落合部会長 まだいろいろ御意見がおりますけれども、時間がまいりましたので、まだ部会が終わるわけではなくて、また議論の機会はございますので、ここで終了にさせていただきたいと思いますが、そうしますと本日の議論を踏まえまして、第1章から第3章までの修正を事務局にお願いをすると同時に、4章以降

の案文の作成もお願いしたいということで、これらに基づいて次回は4章以下のところについて、重点を置いた議論をしていただくということにしたいと思います。

事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

加藤委員 1分でやりますから、お願いします。18ページの販売業者の責務の明確化の中に、販売業者と消費者が会話することがすごく大事なので、やはり販売業者も消費者への説明義務があると思うんです。お肉屋さんだって、事実してくれます。

それから、もう一つ19ページの事業者の情報提供義務のところ、広告表示と表示ルールの充実でくくられてしまっているんですけども、やはり勧誘過程における説明十分という情報提供義務もあると思いますので、その2点、済みません。

落合部会長 あと更に言いたい部分につきましては、書面等でお出しただければと思います。

それでは、連絡事項を事務局からお願いします。

中村消費者企画課長 それでは、次回の連絡でございますけれども、次回の消費者政策部会でございますが、来月5月19日の月曜日、午後2時からということで、場所はこの同じ場所で開催をさせていただきたいと思っております。次回も引き続きまして、この消費者政策部会の最終報告案について御議論をいただく予定でございます。また、詳細は事務的に御連絡を申し上げます。

落合部会長 それでは、本日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。